資料2

議題２　土地及び建物の寄附について（刈谷市提出）

市名	回答		
	（１）土地及び建物の寄附採納をしたことがあるか	（ある場合） （２）建物の利活用方法	（３）寄附採納した建物を取り壊した又は取り壊す予定のものはあるか
名古屋市	ある	スポーツ施設（競技場）等	ある
豊橋市	ある	基本的に土地のみです。	ない
岡崎市	ある	特になし	ない
一宮市	ある	福祉施設として利用して欲しいとの寄附であったが、福祉施設としての活用はできていない。本年度において、売却する予定である。	ある
瀬戸市	ない		
半田市	ある	土地を買収し、建物は寄附（無償譲渡）を受けたもの。現在は市の観光スポットとして一役を買っている。	ない
春日井市	ない		
豊川市	ない		
津島市	ある	観光交流活動等の施設として活用	ない
碧南市	ある	取り壊して活用 土地の半分は広場整備をして市民が利用できるようにして、半分は売却予定	ある
刈谷市	ない		
豊田市	ある	指定文化財のため、市で保存管理	ない
安城市	ある	公費による取り壊しを前提に寄付を受けた。	ある
西尾市	ある	もともと武道館として利用されていたものをそのまま使用	ある
蒲郡市	ある	交通安全教育センターとして貸付している。	ある
犬山市	ある	犬山城下町に所在する旧堀部家住宅、旧磯部家住宅（ともに国の登録有形文化財） 観光資源として一般公開している。	ない
常滑市	ある	市に多大な貢献をされた方の遺言により、建物が建っている土地の寄附採納を受けたことがあります（厳密には土地の寄附採納で、建物は土地の借受人が建てたもの）。 当該地は寄附者が借地として貸し付けており、市に所有権が移転した後も引き続き同じ条件で貸し付けを行ってほしいとの遺言であったため、現在も居住者に貸し付けを行っています。	
江南市	ない		
小牧市	ない		
稲沢市	ない		
新城市	ない		
東海市	ある	市民館	ある
大府市	ない		
知多市	ある	地区集会所、公衆便所として利用	ある
知立市	ない		
尾張旭市	ある	地域の世代間交流の場として活用。	ない
高浜市	ない		
岩倉市	ない		ない
豊明市	ない		
日進市	ある	収蔵庫（明治記念館）、生涯学習施設（旧市川家住宅）	ない
田原市	ある	土地については、事業課が代替地に使用したいなど、利活用が可能な場合のみ採納したことは過去にある。建物の寄付は受けていない。最近では採納するケースはほとんどなし。	ない
愛西市	ある	土地のみであるため、ご回答できません。	

議題２　土地及び建物の寄附について（刈谷市提出）

市名	回答		
	（１）土地及び建物の寄附採納をしたことがあるか	（ある場合） （２）建物の利活用方法	（３）寄附採納した建物を取り壊した又は取り壊す予定のものはあるか
清　須　市	ない	－	－
北名古屋市	ある	国登録有形文化財として公開	ない
弥　富　市	ない		ない
みよし市	ある	みよし市指定有形文化財（市外在住の当該建物及び土地の所有者からの寄附） 市民情報サービスセンター（住宅都市整備公団からの寄附）	ない
あ　ま　市	ない		ない
長久手市	ある	事例１） 市内最古級の鳥居立て形式の古民家を歴史的建造物として保存するとともに、「古民家宿泊体験、クドを使った料理体験、季節ごとの伝統行事」等の様々な体験活動を行うことができる場としての活用する予定。 事例２） 寄附は土地のみのため、該当ありません。 事例３） 市の事業である長久手農楽校事業における、受講者への説明等を行う場所になっている。 また、実習で利用する農機具等の保管場所となっている。	ない